

第1回 金沢競馬検討委員会 会議録（要旨）

日時：平成17年6月6日（月）10：00～

場所：石川県庁行政庁舎11階 1109会議室

1 開会

2 あいさつ（石川県競馬事業局長）

3 委員の紹介

4 議事

(1) 委員長の選任について

委員の互選により、丸山委員（石川県立大学学長）に決定

(2) 副委員長の指名について

委員長の指名により、西委員（弁護士）に決定

(3) 金沢競馬検討委員会設置要綱、運営要領（案）について

金沢競馬検討委員会運営要領（案）の承認

第1回金沢競馬検討委員会の公開の決定

- ・ 本日の議事内容を考えると、非公開とする必要性が見当たらない。

(4) 我が国の競馬制度等について

資料説明

- ・ 我が国の競馬は、祭典競馬が始まりとされており、江戸時代末期に西洋式の近代競馬が伝わり、以来、各地で様々な形で競馬が開催されていた。昭和23年、現在の競馬法が制定され、現在の中央競馬と地方競馬の形となっている。
- ・ 中央競馬と地方競馬は、競馬の施行者によって分類されており、特殊法人「日本中央競馬会」が行う競馬を中央競馬、都道府県や指定を受けた市町村が行う競馬を地方競馬といっている。
- ・ 中央競馬は、明治時代に国産の軍馬の能力を高めるための改良と増殖という国の施策の下で、地方競馬は、祭典競馬に端を発し、種々の用途の馬資源確保を目的として各地の馬匹組合等が実施していた競馬の流れを引いている。
- ・ 中央競馬・地方競馬、いずれもその収入の一部は国や地方公共団体の財源として畜産振興や社会福祉等に活用され、公益的な役割を果たしてきている。また、開催を通じて公営競技としての健全娯楽の提供、競馬に関わる様々な雇用の創出など、経済的な面などにも重要な機能を持っている。

- ・ 中央競馬は、昭和11年に11団体あった競馬倶楽部が一つに統合され、その後、組織の改編等を経て主催者は現在の「日本中央競馬会」に一本化された。競馬場の数は統合当初12カ所で、競馬法上も12カ所以内ということになっており、その後、平成3年の法律改正に伴う省令の制定により、昭和19年以降競馬が開催されていなかった横浜と宮崎の2カ所が除外され、残りの10カ所が中央競馬の開催競馬場として定められ現在に至っている。
- ・ 地方競馬は、石川県と北海道の2道県、金沢市と福山市の2市、そして複数の地方公共団体で組織している一部事務組合が12組合、合計16の主催者で22カ所の競馬場を使用している。このうち石川県と金沢市が金沢競馬場という一つの施設でそれぞれ主催しているケース、札幌、中京のように中央競馬と地方競馬の併用というケースもある。
- ・ 開催回数は、中央競馬は一つの主催者のもと、法律で定められている範囲内において、それぞれの競馬場での開催回数等を制限しているのに対し、地方競馬は都道府県の区域ごとに制限されている。
- ・ 馬場は、中央競馬が1周1,600m以上、地方競馬は1,000m以上、ちなみに金沢競馬場は1,200mとなっている。
- ・ 勝馬投票券の種類は、中央競馬は単勝・複勝式、枠番号連勝複式をはじめ、現在8種類、地方競馬は中央競馬の8種類に枠番号連勝単式を加えた9種類となっている。
- ・ 競走の種類は、一般的に芝コースが主体の中央競馬では、平地競走を中心に障害競走とに分類されている。また、ダートコースの地方競馬でも平地競走が中心となるが、農業の耕作のために利用された「ばんえい馬」という大きな馬が、重い鉄のソリを曳いて起伏のある200mの直線コースを走る、北海道市営競馬組合による地域色豊かな「ばんえい競走」とに分類されている。
- ・ レースの種類は、中央競馬では賞金の額による条件競走と条件競走をクリアした馬が出場できるオープン競走とに分けられており、オープン競走の中でも賞金額が高く、格式の高いものを重賞競走といい、グレードの高いものから順にG、G、Gといったように区別されている。地方競馬は、中央競馬と同様、条件競走と砂地のダートコースで中央競馬の所属馬と地方競馬の所属馬とで、高い賞金額のもとで行う交流競走（ダートグレード競走）を代表格とし、金沢競馬では重賞、選抜特別、JRA条件交流、JRA認定競走などを行っている。
- ・ 売上金の使途は、中央競馬、地方競馬とも75%は的中者への払戻金とし、残り25%は、中央競馬では開催経費を差し引いた大部分は国庫へ、地方競馬では地方競馬の運営等を支援する地方競馬全国協会への交付金、あるいは地方公共団体が行う水道事業の整備などを支援する公営企業金融公庫への納付金として、それぞれ売上の約1%を拠出しているほか、開催経費を除いた剰余金は主催者である地方公共団体の社会福祉事業等の財源として活用される仕組みとなっている。
- ・ 我が国では他の国には見られない中央競馬・地方競馬という二重の構造になっている。大きな一つの組織で質の高いレースを全国で展開している中央競馬に比べると、地方競馬は都道府県を一つの単位とするなど、限られた地域に限定され

ていることから、多くの地方競馬主催者は、土・日曜日の中央競馬とのバッティングを避け、平日の開催が多く、このことが集客や売上の面で地方競馬の大きく不利な点となっている。

- 全国の地方競馬の売上状況の平成10年度からの比較は、売上げ、入場者数とも、毎年、前年を下回っている状況にある。平成16年度は、売上げ、入場者数、いずれもピークであった平成3年度の約4割にまで減少している。この傾向は地方競馬だけではなく、地方競馬以外の公営競技についても同様に減少傾向が続いている。
- 考えられる要因として、バブル崩壊後の長引く不況感に加え、アウトドアスポーツの普及やパチンコなどレジャーの多様化、また、新しい形の宝くじの発売などの影響から、特に若い世代を中心に地方競馬ファンが減少し、売上げの減につながっていると考えられている。
- 苦しい経営を強いられている各地方競馬主催者は、この検討委員会と同様、それぞれ外部有識者も入った検討委員会等を設置し、経営の健全化に努めているが、厳しい経営が続き、累積赤字が膨らんでいる主催者の中には、競馬事業から撤退するところも出てきており、平成16年度においても群馬県と栃木県で競馬が廃止されている。
- 現在、地方自治体や一部事務組合、合わせて16の主催者が地方競馬を開催しているが、多くの主催者で基金がほぼ底を突き、累積赤字が数十億円以上と大変厳しい状況に置かれているが、石川県と金沢市においては他の主催者と同様、単年度収支の赤字が続いていることから決して健全だとはいえないが、今の時点で多少の基金残高があり、累積では赤字を抱えていないという状況にある。
- 課題の1点目として、地方競馬ファンの減少傾向、特に若い世代を中心としたファンの減少が著しく、入場者の減少と併せ、これに伴う高齢化も進んでいる。また、職業を持っているファンが年々減少傾向にあり、一方、無職のファンが割合として増えていることも一つの要因として、一人あたりの購入額も下がってきている。この競馬ファン減少傾向に何とか歯止めをかけるための対策が大きな課題となっている。
- 2点目は、日本の競馬の大きな特徴となっている中央競馬と地方競馬がお互い共存していくための方策づくり。
- 3点目は、中央競馬に対し地方競馬は各主催者ごとに競走馬、施設、従業員を抱え馬券を発売するといった、いわゆる自己完結型となっており、結果としてコスト高となっている。近年、近隣の地方競馬場同士が共有・共同利用できるものについては協力し合うことが提唱され、大井競馬場など南関東地方の競馬場は、割と小さなエリアの中に集まっていることもあり、開催日が互いに重ならないようにすることで競走馬の交流を行うなどにより、それなりの効果を上げているとも聞いている。特に金沢競馬場は他場と離れているということもあり、このような連携が難しいということが課題として挙げられる。
- 4点目は、地方競馬全国協会への交付金である。地方競馬全国協会は、昭和37年に競馬法が改正され、それまで各県で行っていた馬主や競走馬の登録、調教

師や騎手の免許交付、騎手の養成などの業務を全国的に統一し、地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進、馬の増殖改良、その他畜産の振興に資することを目的に設立され、協会の業務運営は各地方競馬主催者から交付された交付金によって賄われている。しかし、特に単年度収支が赤字となっている主催者にとっては、売上金の約1%を占める交付金が大きな負担となっている。協会も各主催者から交付される交付金の額が年々下がり、積立金を取り崩すなど厳しい運営を強いられていると聞いているが、この交付金のあり方についても主催者・協会、双方の課題となっている。

- 様々な課題に対して、地方競馬の振興のための総合研究と国や関係団体への要望活動を目的として、平成12年度に当時の群馬県知事の提案で「地方競馬に関する研究会」が設置され、要望活動等を実施してきている。平成16年6月には、平成17年の競馬法一部改正を睨んで、本県を含め8県の知事の連名で内閣総理大臣を始め、関係大臣等に「地方競馬の振興」についての緊急要望を行っているが、国の対応はいずれも厳しい回答となっている。また、石川県独自の取り組みとして、毎年度「国家予算重点要望・政策提案」の折に全国知事会を通して国に対し、同様の趣旨の要望を行ってきている。
- 国の取り組み状況は、地方競馬においては経営困難な状況から撤退や廃止を訴える主催者が出てきたこともあり、平成13年8月に農林水産省生産局長の私的諮問機関として、地方競馬の関係者及び学識経験者で構成する「地方競馬のあり方にかかる研究会」が設けられた。この研究会では、地方競馬をめぐる諸問題や今後の展開方法など幅広い課題について6回にわたって検討が行われ、同年12月に中間報告がとりまとめられている。中間報告の提言のうち、ナイトー競馬の一層の推進や民間の競走馬育成施設の活用などといった実施可能なものについては一部具現化もされている。
- その後も競馬をめぐる情勢は依然として厳しく、平成14年11月に農林水産大臣の諮問機関として「今後の我が国の競馬のあり方に係る有識者懇談会」が設置され、日本中央競馬会や地方競馬全国協会の組織の見直しも含め、今後の我が国の競馬のあり方及び経営改善方策について9回にわたって検討が行われ、平成16年3月に農林水産大臣に報告書が提出されている。この有識者懇談会からの提言、これまでの主催者団体から要望などもあり、国は13年ぶりに競馬法を一部改正し、本年1月に改正競馬法が施行されている。
- 競馬法の主な改正点は、競馬の実施にあたって、公益法人や民間事業者の一部の事務を委託することができる規制緩和措置などが盛り込まれているが、地方競馬主催者がこれまで要望してきた、中央競馬と地方競馬の二重構造、地方競馬全国協会への交付金制度の見直しといった抜本的な法改正には至っていない。引き続き、主催者団体等によるねばり強い要望活動が必要である。

質疑応答

委員： 地全協（地方競馬全国協会）への1号、2号交付金について、もう少し詳しく教えてほしい。

事務局： 1号交付金は、畜産振興、馬の改良増殖等の事業に対する助成に、

2号交付金は、馬の登録、騎手の免許、競馬開催業務についての専門職員の指導・派遣等に使われている。

委員： 競馬法の主な改正点で、地全協の交付金の特例とあるが、どういったものか。

事務局： 改正競馬法により、単独の主催者が収支改善計画を作成した場合に交付金の一部を猶予したり、複数の主催者が連携し、連携計画を作った場合に地方競馬全国協会から補助が出るという内容である。

委員： 金沢競馬において、競馬法改正によってどのような検討をしたのか。

事務局： 規制緩和に関しては、委託等において収支改善に与える効果、課題について研究している。その他に東海地区、近畿地区とどのような連携ができるか検討しており、できるものから取りかかっている状況である。

委員： 平成16年度に栃木県が廃止しているが、基金残高と累積赤字から早急に廃止を決断しなければならないような状況とは考えにくい。何か理由があるのか。

事務局： 施設整備のための基金があったが、一方で事業収支では赤字が累積している状況であり、基金間でのやりくりがあったと聞いている。

委員： ほとんどの地方競馬主催者が単年度収支が赤字である中で、埼玉県浦和競馬組合と千葉県競馬組合は黒字となっている。なぜ黒字となっているのか。

事務局： 南関東地区の4場においては、古くから競走馬の交流、開催日や場外発売の連携がされており、そういった連携の効果であると聞いている。

委員： 中央競馬と地方競馬の開催日の競合について、うまく連携できないのか。

事務局： 金沢競馬場では、中央競馬の開催地との距離が遠いこともあり、影響は少ないが、特に中央競馬と地方競馬で併用している競馬場などでは影響が大きく、中央競馬が開催されていない平日に地方競馬を開催せざるを得ない状況となっている。

(5) 金沢競馬の概要について

資料説明

- ・ 金沢競馬の沿革は、昭和23年に現在の競馬法が公布され、昭和23年9月に金沢市の市街地に近い入江町で県営競馬を開催したのが最初で、その後、昭和29年9月に金沢市が競馬開催市としての指定を受け市営競馬を開始している。昭和47年には金沢市入江町の旧競馬場を廃止し、現在地である金沢市郊外の八田町に競馬場を移転、昭和48年4月から新競馬場で競馬を開催し、現在に至っている。
- ・ 金沢競馬場の施設の概要は、敷地の総面積は約44万平方メートル、そのうち県有地は約4万1千4百平方メートルで、残りは地元から借りている。スタンド棟

は、鉄筋コンクリート造3階建てで、収容可能人数は立見席を含めて15,000人。その中にはテーブル等が設置されている特別観覧席も設けている。なお、ファンサービス向上の新しい試みとして、3階客席の一部を改修した30人分の豊席を設置し、去る5月22日から利用してもらっている。

- ・ 馬券等の購入窓口は、自動販売払戻機による窓口が70、従事員での窓口が127、合計で194の窓口を設置している。
- ・ 金沢競馬場の本走路は、右回り、ダートコースとなっており、幅20メートル、一周1,200メートルとなっている。本走路の内側は練習用走路で幅16メートルで、一周1,080メートルとなっている。
- ・ きゅう舎地区の面積は、9万7千平方メートルあり、その中にきゅう舎が46棟、馬房が804、交流きゅう舎が1棟、馬房が12あり、また、調教師やきゅう務員等の宿舎が226戸、アパート棟が30戸ある。その他、管理棟や約5千4百台収容可能な駐車場などが配置されている。
- ・ 金沢競馬は、石川県と金沢市の直営となっており、運営は石川県競馬事業局が行っている。金沢市営分については石川県競馬事業局の職員が金沢市職員を併任する形で実施している。
- ・ 競馬開催業務に従事している職員数は、金沢競馬対策室の専任職員3名を除き、局長以下50名となっており、図のとおりである。なお、金沢競馬対策室の専任職員3名については、専ら本検討委員会の業務を担当している。
- ・ 職員以外の競馬事業に係る本年4月1日現在の数は、馬券発売窓口等の従事員が214名、競馬関係者として調教師が42名、騎手が27名、きゅう務員が151名、馬主が417名、在きゅう馬が602頭となっている。
- ・ 金沢競馬における売得額は、平成3年度が最も好調で県営分で376億円余り、市営分で69億円余りの売得額であった。売得額から払戻し等の開催経費を差し引いた単年度収支については、県営分が32億円余りの黒字、市営分で5億円の黒字で、県・市の財政に大きく寄与していた時期であった。しかし、金沢競馬の売得額も他の公営競技と同様、年々減少傾向が続き、平成16年度を含めて県営で平成11年度から6年連続、市営で平成10年度から7年連続の単年度収支がマイナスとなっている。ただし、石川県と金沢市では好調期の売上収益金の一部を基金として積み立てていたことから、単年度収支のマイナス分はこの基金を取り崩す形で充当し、累積としての赤字は持っていない。なお、平成16年度の単年度収支は、県営でマイナス2億4百万円、市営でマイナス9千4百万円となっている。
- ・ 現状に至ったと考えられる外部的な要因として、地方競馬全体に言えることであるが、長引く景気の低迷により消費が冷え込んでいること、レジャーの多様化によって競馬ファンが減少傾向にあること、中央競馬・地方競馬という二重構造、地方競馬ファンの高齢化が進んでいること、主催者ごとに競走馬・施設・従業員を保有し、馬券を販売するいわゆる自己完結型で、地方競馬主催者間同士の連携が弱いことなどが考えられる。また、内部的な要因として、売上の減少に対応して毎年度経費節減に努めてきたものの、これまでの改善策では限界に近くなって

きていること、売上低下により資金面で施設改修や運営見直しが難しくなってきたことなどが挙げられる。

- ・ 金沢競馬においては、これまで色々と経営改善に向けた取り組みを行っている。その主なものは、平成12年度は、迫力あるレースを堪能してもらうため、スタンド棟の正面に縦7メートル、横13メートルの大型映像表示装置を設置している。
- ・ 平成13年度は、週休2日制が一般企業等にも定着してきたことから、従来の日・月・火の競馬開催を、土・日・月の開催に変更している。また、新たな馬券の種類として馬番連勝単式を導入している。
- ・ 平成14年度は、ケーブルテレビによる全レース放映や協賛企業等の名を冠した冠レースを新たに実施している。
- ・ 平成15年度は、13年度及び14年度の実績、中央競馬や隣県の三国競艇、富山競輪等との土曜日の競合回避、他の競馬場が開催していない曜日にその競馬場内で金沢競馬開催分を売ってもらう場間場外発売の拡充などもあり競馬催曜日を再度見直しし、日・月・火開催の形に戻している。また、馬番号三連勝式、拡大馬番号二連勝複式といった新たな種類の馬券を導入するとともに、馬券購入の利便性向上を図った自動販売払戻機も導入している。このほか、夏場等に通常より時間を繰り下げ、夕暮れにかけて行う薄暮レースも試みたが、入場者数の増に繋がらないということで、15年度のみの実施となっている。
- ・ 平成16年度には、平成15年度の大変厳しい収支を踏まえ、収入に見合った規模の開催を行うということで、開催回数、日数、レース数を縮小している。また、広域場間場外発売の見直しとして、有利な他場との連携を強化している。その他、これまで企業・団体に限定をしていた冠レースを個人にも拡充し、さらに金沢競馬のファンをより多く獲得するため、メールマガジン「ハッピーくん通信」の開始、金沢競馬の実力・人気の高い優駿5頭によるファンクラブの結成なども行っている。
- ・ 平成17年度には、開催日数をさらに縮小するなかで、より収益性の高い日曜、祝日開催を確保し、効率的な開催を行っていくこととしている。また、5月22日には、金沢競馬のホームページ上で新たに金沢競馬の全レースの動画映像配信を開始したところある。
- ・ このほか、毎年度にわたり賞典経費を削減とともに、公正競馬を確保しつつ組織のスリム化や委託費等の経費節減に努めるなど、開催経費全般にわたって見直しを行ってきている。

質疑応答

委員： 有人の発売窓口を減らし、自動販売払戻機を増設する予定はないのか。

事務局： 自動機を導入すると、窓口にかかる従事員を削減できるが、自動機の導入には多額の経費がかかること、金沢競馬場の来場者の中には有人販売を求める声もあることから、現時点では自動販売払戻機を増設は考えていない。

- 委員：平成14年度から行っている冠レースの推移、実績はどうなっているか。
- 事務局：冠レースは、一般の方々にも競馬を身近に感じて欲しいということから実施している。当初、企業・団体に限って実施しており、平成14年度で41レース、平成15年度で64レース、平成16年度からは個人向けにも拡充し、個人向けで40レース、企業・団体等を含めると115レースとなっており、毎年増えてきている。
- 委員：平成15年度より、金沢競馬の開催を土・日・月曜日から日・月・火曜日に変更しているが、時を同じくして単年度収支の赤字額が増大している。開催曜日の変更による影響があったのではないか。どのように評価しているのか。
- 事務局：平成13年度に一度、曜日を変更したが、入場者数、売得額とも減少傾向に歯止めがかからなかった。それを踏まえ、近隣の公営競技である競艇、競輪との開催日の競合を避けること、そして、他の競馬場との連携を強化する観点から、平成15年度に再度、日・月・火曜日開催に戻している。また、開催日の変更以外にも新賭式の導入や試験的に薄暮レースを実施するなど、様々な取り組みを行っている中での赤字増大であり、様々な要素が絡み合った結果として大変厳しい状況になったと考えている。
- 委員：金沢競馬場の施設の所有形態はどうなっているか。また、建設時期と老朽化により緊急に改修等を行う必要性はどうなっているか。
- 事務局：施設は、石川県の所有であり、昭和47年度に建設されたものである。30年以上経過し老朽化もしていることから、主に修繕を毎年行っている。なお、今のところ新しい施設の建設や大規模改修は考えていない。
- 委員：従事員の雇用関係はどうなっているか。また、投票窓口以外にどのような業務に就いているのか。
- 事務局：競馬主催者との雇用契約になっている。また、投票窓口以外にも発走業務や競走馬の検査等で職員の補助をしてもらっている。

(6) 今後のスケジュール(案)について
今後のスケジュール(案)の承認

(7) その他

- 第2回金沢競馬検討委員会の日程の決定
- ・平成17年7月24日(日)午後3時から、金沢競馬場
- 第2回金沢競馬検討委員会の公開の決定
- ・現地視察という内容であり、非公開とする必要性が見当たらない。

5 閉会